

出産育児一時金・出産手当金

【出産育児一時金】

妊娠4か月（85日）以上の方が子供を出産したとき(注) 1児につき50万円

- ※ 被保険者が出産：出産育児一時金 被扶養者が出産：家族出産育児一時金
- ※ 在胎週数が22週未満の出産や、産科医療補償制度に未加入の医療機関での出産の場合、48.8万円となります。

【出産手当金・出産手当金付加金】

妊娠4か月（85日）以上の被保険者が出産のために仕事を休み給料が出ないとき(注)には出産日以前42日（双子以上の場合98日）から出産後56日までの間、欠勤1日につき、原則直近の継続した12ヶ月間の標準報酬月額の前月平均額の30分の1の66.7%と付加給付として10%（計76.7%）が支給されます。

👉 いずれも、所定の申請書様式（ムラタ健保-HPからダウンロード可）にて、申請してください。

(注) 生産のほか死産を含みます

←法律で決められた期間(産前6週間・産後8週間)→

ムラタ健保からプラスで支給される分(1日あたり標準報酬日額10%)

法律で支給が決められている分
(1日あたり標準報酬日額の66.7%)

